

(参考)

改正瀬戸法の施行に伴う総量削減基本方針（瀬戸内海）の改定について

令和4年4月1日の改正瀬戸法の施行により、これまで瀬戸法第12条の3に基づいて行われていた瀬戸内海におけるCODの総量削減が、水濁法第4条の2に基づいて行われることとなることから、下記のとおり第8次・第9次（令和3年12月策定予定）の基本方針を改定する必要がある。

【改定前】

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針 (瀬戸内海)

この総量削減基本方針は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の3及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項及び水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号に規定する区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成28年9月30日（平成23年6月15日 ※第8次）付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）は、なおその効力を有する。

(以下略)

↓

【改定後】

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針 (瀬戸内海)

この総量削減基本方針は、~~瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の3及び~~水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、~~瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項及び~~水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号に規定する区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成28年9月30日（平成23年6月15日 ※第8次）付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）は、なおその効力を有する。

(以下略)